

## 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱

18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定  
28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日部長決定  
2020 文子幼第 5463 号令和 2 年 12 月 28 日部長決定  
2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区が平成 11 年 7 月から平成 12 年 12 月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際のアスベストのばく露（以下「アスベストばく露」という。）を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門委員会)

第 2 条 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成 16 年 3 月 31 日 15 文福育第 1599 号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。

### (健康管理台帳)

第 3 条 区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した健康管理台帳（別記様式第 1 号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存し、その後も 10 年間保存するものとする。

### (健康管理手帳)

第 4 条 区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。

2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。

### (健康相談)

第 5 条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。

2 区長は、前項の健康相談に係る費用について、別表に定める金額を負担するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、別表に規定す

る上限金額を超えて負担することができる。

3 前項の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等交付申請書兼請求書（別記様式第3号。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

4 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

（情報の提供）

第6条 区長は、健康対策に関する情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。

（調査票の送付）

第7条 区長は、健康対策対象者に対して、毎年1回調査票を送付し、相談事項、現住所その他健康対策対象者の状況の把握に努める。

（健康診断）

第8条 区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施する。

3 前2項の健康診断に係る費用は、文京区が負担する。

（その他の健康対策）

第9条 区長は、第3条から前条までに規定するほか、専門委員会が必要と認めた健康対策を実施するものとする。

（費用負担）

第10条 区長は、健康対策対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、弔慰金、遺族補償等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。

(1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因しないことが明らかでない認められたとき。

(2) 健康対策対象者に、肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性があるとして学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因すると認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定

による補償又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けることができるときは、行わない。

（判定基準）

第11条 専門委員会は、前条各号の規定による判定を行うための基準を定めるものとする。

2 専門委員会は、医学的知見を反映させるため、必要に応じて前項の基準の改定を行うものとする。

（建築物のアスベスト対策）

第12条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。

(1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの

ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成15年12月）に記載された建築アスベスト対策

イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事

ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開

(2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの

ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請があったとき又は同法第6条の2に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導

イ 建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導

ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項及び第2項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等の届出があったときに行う確認及び指導

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104

号) 第 10 条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導

カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱(平成 17 年 1 月 1 日施行)に基づく報告があったときに行う確認及び指導

キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

(改正手続)

第 13 条 区長は、この要綱の改正を行うときは、事案の決定を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う引用条文の変更若しくは用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

(事務局)

第 14 条 健康対策の実施に係る事務局は、子ども家庭部幼児保育課に置く。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区 分                             | 金 額                             | 上限額     | 添付書類  |
|---------------------------------|---------------------------------|---------|---|
| 第5条の規定により健康相談をするに当たり、診断書を取得する場合 | 診断書料：実費                         | 10,000円 | 領収書   |
|                                 | 診断書を取得及び提出するために要した交通費：必要かつ妥当な実費 | 50,000円 | 交通費の内訳書・領収書<br>（領収書は、タクシー代、高速道路代及び駐車場代について申請する場合に限る。） |
|                                 | 診断書の提出のための郵送料：実費                | なし      | なし  |

備考

- 1 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算定基準に準じて取り扱う。
- 2 診断書料に係る負担については、診断書の取得日から、おおむね1年以内に相談を行った場合に限る。
- 3 交通費に係る負担については、タクシーその他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。
- 4 交通費に係る負担について、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定するものとする（算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。